

算定基礎届の留意点

Q 算定基礎届を提出する際に留意すべき点は何でしょうか。

A まず初めに、算定基礎届についてご説明します。毎年1回、厚生年金保険・健康保険に加入している被保険者の4月から6月に支払われた賃金をもとに、標準報酬月額を決定します。これを定時決定といい、その届出を算定基礎届といいます。

算定基礎届は、原則として7月1日から7月10日までに管轄の年金事務所に提出します。決定した標準報酬月額は、その年の9月から翌年の8月までの保険料や保険給付の基礎となるととても大切な届出です。

そこで、ご質問の算定基礎届での主な留意点をご説明します。

(1) 対象になる人

- (ア) 5月31日までに資格を取得し、7月1日現在、被保険者である人
- (イ) 7月1日以降に退職（資格喪失日は7月2日以降）する人
- (ウ) 休職（育児休業・介護休業含む）中、欠勤中の人

(2) 対象にならない人

- (ア) 6月1日以降に資格を取得した人
- (イ) 6月30以前に退職（資格喪失日は7月1日以前）した人
- (ウ) 7月から9月に月額変更届・産前産後休業終了時変更届・育児休業等終了時変更届を提出する人（予定の人）

(3) 4月から6月の各月の報酬を計算する基礎となった日数（支払基礎日数）が3ヵ月とも17日以上あれば、合計額を3で割って標準報酬月額を算出します。

詳細につきましては、管轄の年金事務所にお問い合わせください。

また、東京食品労務管理センターでは、算定基礎届の作成、届出等の依頼を承っております。